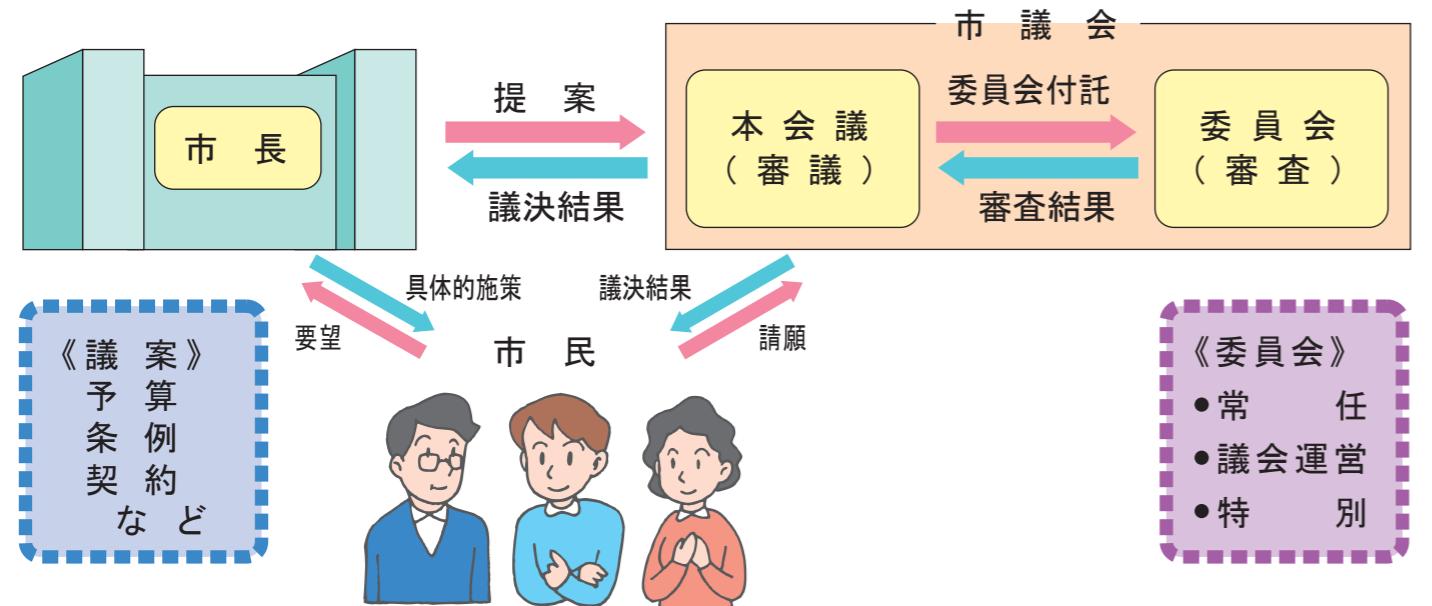


市議会とは

市民は、市の行っている施策についていろいろ要望を持っていますが、市議会は、これら市民の要望を市政に反映させるため、予算、条例などの議案をはじめ、請願等についてきめ細かく審議し、どう処理するかを決定します。

そして、市長は、市議会の決定に従って具体的に仕事を進めることになります。このような働きから、市議会を**議決機関**、市長を**執行機関**と呼び、両者は互いにけん制しながら均衡を保つつゝ、ともに本市の発展のために活動しています。



市議会のしくみ

議員

議員は、みなさんの選挙によって選ばれ、その任期は**4年**となっており、定数は、条例で定めることとされています。現在の定数は、財政状況や議会の実態等に応じて**43人**となっています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。**議長**は、市議会の代表であり、市議会の運営を秩序正しく進めたり、市議会の事務を処理します。**副議長**は、議長に病気など事故があるとき議長の職務を務めます。

会派

市政について同じ考え方や意見を持っている議員が集まってグループをつくることがあります。これを会派(3人以上)といいます。

本会議

本会議は議案などを審議し、市議会としての最終的な意思を決定します。本会議には、年4回(原則として3・6・9・12月)開かれる**定例会**と、必要に応じて開かれる**臨時会**があります。市議会の招集は、市長がしますが、臨時会については、必要に応じて議長が招集することもできます。

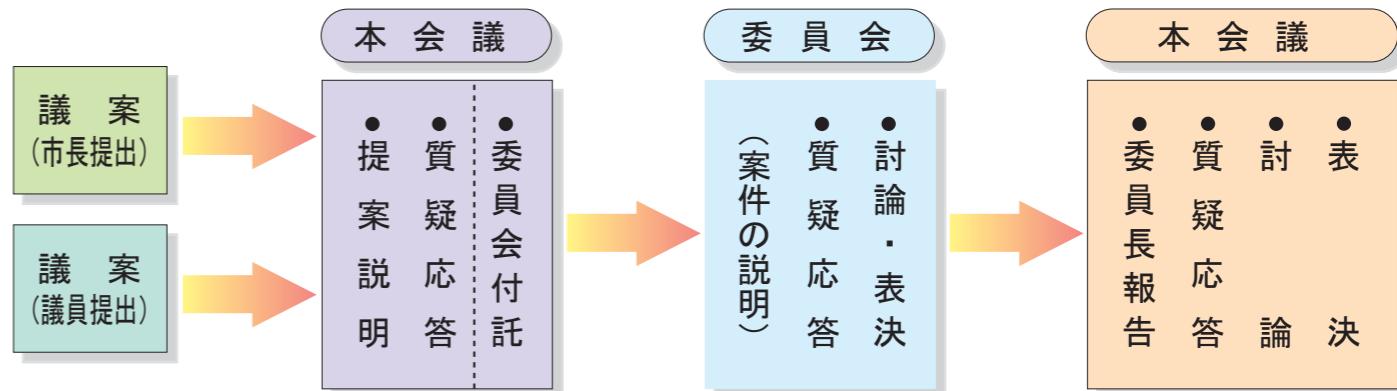
委員会

議案・請願などをいくつかの部門に分けて専門的に審査するため、委員会を設置しています。委員会には、常に設置されている**常任委員会**と、必要がある場合に市議会の議決により設置される**特別委員会**があります。なお、本市議会には、6つの常任委員会が設置されており、委員の任期は2年、定数は7~8人となっています。

また、各会派相互の緊密な連携を保ち、市議会の円滑な運営を図るために、**議会運営委員会**を設置しています。

市議会の運営

議案が議決されるまで



市議会で審議する案件を議案といい、これを提出できるのは、市長と議員です。なお、議員が議案を提出するには、議員定数の12分の1(4人)以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、まず、本会議で提出者から提案説明を受け、質疑応答の後、よりきめ細かく審議するため、原則として関係の委員会に付託します。

委員会の審査が終わった議案は、委員長からその結果を議長に報告して、本会議で最終的な議決を行います。

市議会の権限

市議会には、松山市の意思を決定する機関として、いろいろな権限が与えられています。その主なものとして、次のようなものがあります。

議決権

条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など、市政の重要な事項について議決する権限をいいます。

選挙権

議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙する権限をいいます。

同意権

副市長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員などの選任について、同意を与える権限をいいます。



検査及び監査請求権

市議会が市の行政を監視する一つの方法で、市の事務が議決どおり執行されているかどうか検査したり、監査委員に監査の請求をする権限をいいます。

調査権

市議会が市の事務に関する調査を行う権限をいいます。

意見書提出権

市議会が市の公益に関することがらについて、国などの関係機関に対し意見書を提出する権限をいいます。

請願受理権

市民の要望や意見を市の行政に反映させるため、市民から提出された請願書を受け付け、審議し処理する権限をいいます。